

令和4年第2回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和4年2月25日（金） 14時29分開会
15時38分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里

■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	村元 重夫
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 議案第4号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について
- ・ 日程第2 議案第5号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について
- ・ 日程第3 議案第6号 令和4年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について

- ・ 日程第4 議案第7号 指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第5 議案第8号 指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第6 議案第9号 指宿市指定文化財の指定について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和4年第2回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和4年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目でございます。

1月26日、第5回指宿市立小・中・高等学校校長研修会がございましたが、リモート開催となりました。今年度最後の研修会でしたので、進級・進学の前に、今年度の振り返りをしっかり指導してくださいと、お願いをしたところでございます。

2項目目でございます。

同じく26日、第44回指宿市新型コロナウイルス対策本部会議が行われました。

3項目目でございます。

1月27日、第2回指宿市男女共同参画推進会議が行われました。

4項目目でございます。

2月3日、第5回指宿市立小・中・高等学校教頭研修会が行われました。校長研修と同様に、指導をしたところでございます。

5項目目でございます。

2月14日、第1回市議会臨時会が行われました。2月6日の市長・市議会議員選挙におきまして当選した市議会議員の皆様には職員を紹介したところでございます。臨時会の中で、別府委員が令和4年2月22日をもって任期満了ということになりましたので、継続の任命を同意していただいたところでございます。別府委員につきましては、2月24日に市長から辞令を頂いたところでございます。よろしくお願ひいたします。

6項目目でございます。

2月15日、当初予算市長査定がございました。

7項目目でございます。

2月16日・17日・18日の3日間で、校長面談最終申告を行いました。今年度に課題解決されたことや、次年度の達成目標などをお聞きしたところでございます。

8項目目でございます。

2月21日、文化財保存活用地域計画策定協議会が行われたところでございます。

9項目目でございます。

2月22日、教職員永年者勤続表彰が行われました。今年度、魚見小学校・柳田小学校・西指宿中学校・開聞中学校の4名の校長先生方が退職ですが、これまでの慰労に対しまして感謝状をお渡ししたところでございます。

10項目目でございます。

2月23日、第35回県地区対抗女子駅伝競走大会並びに第69回県下一周市郡対抗駅伝競走大会の指宿地区チーム解団式が行われました。男子チームはCクラス優勝ということで、素晴らしい成績を挙げてくれました。女子チームは、なかなか選手の確保が難しい中、諦めずにチームを結成して、頑張ってくれたところでございます。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第4号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第15号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1, 議案第4号, 令和3年度指宿市一般会計補正予算(第15号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算(第15号)に係る議案(教育委員会所管分)に関して, 市長に意見を申し出ることについて, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により, 教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明しますので, 別冊1の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算(第15号)は, 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ, 9,053万6千円を減額し, 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ, 291億9,153万円とするものであります。

12ページをご覧ください。

中ほどになりますが, 款9教育費は4,971万1千円を減額し, 歳出の総額を29億7,994万円にするものであります。

今回の補正は, 令和3年度の事業費の確定による不用額の整理等が主なものでありますが, そのうち増額した事業につきまして, ご説明申し上げます。

歳入からご説明いたしますので, 17ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目7教育費国庫補助金 節4保健体育費補助金1億1,990万5千円の補正は, 市営野球場改修工事費に財源充当する社会資本整備総合交付金の決定に伴う増額であります。

次に, 歳出についてご説明いたしますので, 31ページをご覧ください。

今回の補正の概要について, 所管課毎にお示ししてあります。

教育総務課, 小学校振興総務費36万8千円及びその下の中学校振興総務費39万1千円の補正は, 令和4年度に川尻小学校及び山川中学校に新設予定の特別支援学級に必要な備品を購入するものであります。

学校教育課, 中学校教育推進事業費410万円の補正は, 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う修学旅行キャンセルに係る補助金494万円の増額と, 各事業費の実績見込みによる84万円の減額の合計額であります。

次の中学校部活動支援事業費42万円の補正は, 南指宿中学校が駅伝競走大会の全国大会及び九州大会に出場したこと等による旅費補助の増額であります。

なお, ただいま申し上げました教育委員会所管分の補正につきましては, 右端に予算書の掲載ページを記載しております。

9ページをご覧ください。

繰越明許費について, ご説明いたします。

款9教育費, 項2小学校費から項4高等学校費の各事業について, 繰越明許費を追加して設定し, 一番下の山川学校給食センター調理機器設置事業については, 今年度, 一部の調理機器の設置が完了したため, 繰越金額を減額するものであります。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第4号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1，議案第4号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，議案第5号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，議案第5号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）に係る議案（教育委員会所管分）に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明しますので、別冊2の2ページをご覧ください。

令和3年度指宿市一般会計補正予算（第16号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3億4,193万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、295億3,346万6千円とするものであります。

10ページをご覧ください。

中ほどになりますが、款9教育費は2億1,513万6千円を増額し、歳出の総額を31億9,507万6千円にするものであります。

歳入からご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目1総務費国庫補助金 節1総務管理費補助金8,855万円のうち、所管分は855万円で、学校における新型コロナウイルス感染症対策等支援のための、学校保健特別対策事業に係る費用に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充たししようとするものであります。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目7教育費国庫補助金 節1小学校費補助金3,698万円の補正は、魚見小学校トイレ等改修事業及び今和泉小学校トイレ改修事業に係る学校施設環境改善交付金3,203万円と、学校保健特別対策事業費補助金495万円を増額するものであります。

節2中学校費補助金1,918万7千円の補正は、西指宿中学校トイレ改修事業及び山川中学校非構造部材耐震化事業に係る学校施設環境改善交付金1,671万2千円と、学校保健特別対策事業

費補助金247万5千円を増額するものであります。

節6 高等学校費補助金112万5千円の補正は、学校保健特別対策事業費補助金を増額するものであります。

12ページをご覧ください。

款22市債 項1市債 目8教育債 節5小学校債5,910万円の補正は、魚見小学校トイレ等改修事業及び今和泉小学校トイレ改修事業に係る市債であります。

節6 中学校債3,300万円の補正は、西指宿中学校トイレ改修事業及び山川中学校非構造部材耐震化事業に係る市債であります。

次に、歳出についてご説明いたしますので、15ページをご覧ください。

今回の補正で増額した事業の概要について、所管課毎にお示ししてあります。

学校教育課、学校保健体育管理費、小学校分990万円、その下の中学校分495万円、一番下の指宿商業高等学校、学校管理費225万円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費、備品購入費であります。

学校整備室、小学校管理総務費1億890万6千円の補正は、魚見小学校トイレ改修事業に係る工事監理業務委託料、工事請負費、魚見小学校サッシ改修事業に係る工事請負費、魚見小学校スロープ設置事業に係る工事請負費、今和泉小学校トイレ改修事業に係る工事監理業務委託料、工事請負費、魚見小学校と今和泉小学校のトイレ改修事業に係る仮設トイレ設置業務委託料であります。

次の、中学校管理総務費8,913万円の補正は、西指宿中学校トイレ改修事業に係る工事監理業務委託料、工事請負費、山川中学校特別教室棟非構造部材耐震化事業に係る工事監理業務委託料、工事請負費であります。

なお、ただいま申し上げました教育委員会所管分の増額補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

5ページをご覧ください。

繰越明許費について、ご説明いたします。

款9教育費、項2小学校費から項4高等学校費まで、先ほど歳出で説明した事業について全額を繰越明許費として追加して設定したものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第5号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第5号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第6号，令和4年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，議案第6号，令和4年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

令和4年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会所管分）に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明しますので、別冊3の2ページをご覧ください。

令和4年度指宿市一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、261億9,400万円と定めるものであります。前年度比3.3%、8億8,600万円の減額となっております。

14ページをご覧ください。

歳出予算の款9教育費は、33億300万8千円を計上しております。前年度と比較して11.8%、3億4,739万1千円の増額であります。

それでは、歳入から主なものをご説明いたしますので、21ページをご覧ください。

款13分担金及び負担金 項2負担金 目4教育費負担金179万6千円は、節1小学校費負担金から節3高等学校費負担金までの日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。

22ページをご覧ください。

款14使用料及び手数料 項1使用料 目7教育使用料7,041万9千円は、節1教育総務使用料から、次のページの節7保健体育使用料までで、主なものは、節4高等学校使用料5,945万6千円の指宿商業高等学校の授業料や入学料、節6社会教育使用料713万2千円の考古博物館や市民会館などの使用料、節7保健体育使用料335万6千円のフットボールパークなどの使用料であります。

26ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目7教育費国庫補助金1,128万6千円の主なものは、節1小学校費補助金及び節2中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費、公立学校情報機器整備費補助金、節3社会教育費補助金の遺跡確認調査費、文化芸術振興費補助金であります。

29ページをご覧ください。

款16県支出金 項2県補助金 目8教育費県補助金144万3千円の主なものは、節2社会教育費補助金の遺跡確認調査費及びかごしま地域塾推進事業費に係る補助金であります。

31ページをご覧ください。

款17財産収入 項1財産運用収入 目1財産貸付収入 節1土地建物等貸付収入907万7千円のうち、教育委員会所管分は、説明欄上から2行目の校長住宅等貸付料276万4千円で、教職員住宅の家賃であります。

34ページをご覧ください。

款19繰入金 項2基金繰入金 目2新小田奨学資金基金繰入金59万9千円は、新小田奨学資金奨学生10名分に係る繰入金であります。

35ページをご覧ください。

目6スポーツ・文化振興基金繰入金292万5千円は、スポーツ・文化の各種大会に出場する個人・団体への補助金等に充てるための繰入金であります。

目8図書購入基金繰入金70万円は、小中学校・指宿商業高等学校及び図書館等の図書購入に充てるための繰入金であります。

目9今村光雄奨学資金基金繰入金119万9千円は、今村光雄奨学資金奨学生10名分に係る繰入金であります。

36ページをご覧ください。

款21諸収入 項4雑入 目1雑入1億5,962万円のうち、教育委員会所管分は、節1電気料実費徴収金の説明欄上から1行目の高校、2行目の博物館、6行目の公民館、8行目の体育館、下から2行目の山川文化ホール、その下の小学校、次のページの1行目の市民会館、最後の行のフットボールパークの計545万9千円であります。

節4販売等収入は、説明欄2行目の体育施設、3行目の博物館の販売品売上手数料、5行目のミュージアムグッズ売払収入、次のページ、最後の行のフットボールパーク売払収入の計288万6千円であります。

節5その他雑入は、説明欄上から9行目の市民講座個人負担金97万5千円、次のページの8行目の地域創造助成金43万4千円、次のページの4行目の芸術文化振興基金助成金100万円が主なものであります。

款22市債 項1市債、次のページの日8教育債13億5,470万円のうち、節1小学校債680万円は、指宿小学校及び柳田小学校のトイレ改修工事設計業務委託に係る市債であります。

節2中学校債450万円は、山川中学校トイレ改修工事設計業務委託に係る市債であります。

節3高等学校債2,500万円は、指宿商業高等学校屋外トイレ改修工事に係る市債であります。

節4社会教育債13億1,840万円は、新市民会館建築工事等に係る市債であります。

以上が、教育委員会所管の主な歳入であります。

次に、歳出の主のものについてご説明いたしますので、43ページをご覧ください。

款9教育費 項1教育総務費 目1教育委員会費210万6千円の主なものは、教育委員の委員報酬であります。

目2事務局費2億5,338万9千円の主なものは、教育長、教育部長、教育総務課、学校整備室、学校教育課職員の給与、学校図書館事務職員、学校事務補助員等の会計年度任用職員の報酬及び教職員住宅の管理費等であります。

45ページをご覧ください。

目3教育振興費1億975万7千円の主なものは、中学校における望ましい学校づくりに向けた取組を進めるための協議会開催に係る経費、小・中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業や外国語活動支援員配置事業、小学5年生から中学1年生の小中一貫教育中期における交流活動や、中学校教員による乗り入れ授業を行う小中一貫教育推進事業、千歳市との青少年交流事業、トップアスリート等が小学5年生を対象に授業を行う「こころのプロジェクト夢の教室事業」、スポーツの普及、競技力向上の対策や、文化活動の技量向上対策として活用する、スポーツ・文化振興基金事業に係る経費などあります。

46ページをご覧ください。

項2 小学校費 目1 学校管理費 1億386万4千円の主なものは、各小学校の管理に要する経費、校務用パソコン借上料、指宿小学校及び柳田小学校のトイレ改修工事に係る設計業務委託料、小学校の消火器取替に係る経費などであります。

目2 教育振興費3,284万円の主なものは、各小学校の消耗品費及び教材・図書備品購入費やパソコン借上料等であります。

47ページをご覧ください。

目3 学校教育振興費4,026万9千円の主なものは、学校医等の報酬、学力検査及び教職員・児童に係る各種健康診断等の委託料、要・準要保護児童就学援助費等であります。

項3 中学校費 目1 学校管理費6,587万1千円の主なものは、各中学校の管理に要する経費、校務用パソコン借上料などであります。

48ページをご覧ください。

目2 教育振興費2,809万6千円の主なものは、各中学校の消耗品費及び教材・図書備品購入費やパソコン借上料等であります。

目3 学校教育振興費3,476万2千円の主なものは、学校医等の報酬、学力検査及び教職員・生徒に係る各種健康診断等の委託料、要・準要保護生徒就学援助費等であります。

49ページをご覧ください。

項4 高等学校費 目1 学校管理費 4億6,813万2千円の主なものは、職員人件費や指宿商業高等学校の学校運営に係る経費、屋外トイレ改修に係る工事請負費、施設の維持・管理に係る経費及び消耗品費等であります。

50ページをご覧ください。

目2 教育振興費2,177万7千円の主なものは、指宿商業高等学校の教材・図書備品購入費及びパソコン借上料のほか、指宿商業高等学校活性化補助金等であります。

51ページをご覧ください。

項6 社会教育費 目1 社会教育総務費 1億1,948万円の主なものは、職員人件費等であります。

52ページをご覧ください。

目2 公民館費4,139万4千円の主なものは、中央公民館及び校区公民館主事の報酬・手当等の人件費のほか、各公民館の管理運営に要する経費等であります。

目3 図書館費6,570万9千円の主なものは、市立図書館の指定管理料のほか、管理運営に要する経費等であります。

53ページをご覧ください。

目5 青少年育成費366万1千円の主なものは、青少年対策のための青少年問題協議会や少年育成センターの設置、青少年健全育成のための地域青少年体験事業補助金や、青少年育成推進員の配置等に要する経費等であります。

目6 文化財保護費2,066万4千円の主なものは、遺跡確認調査の現場作業員及び室内整理作業員の報酬のほか、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡公園の管理作業委託料、発掘調査に係る掘削業務委託料、文化財保存活用地域計画作成調査業務等であります。

54ページをご覧ください。

目7 社会教育施設費14億6,231万4千円の主なものは、指宿市民会館・山川文化ホールの受付業務等委託料、新指宿市民会館建設に伴う監理業務委託料、新指宿市民会館関連工事費及び山川文化ホールの空調改修工事費等であります。

55ページをご覧ください。

目 8 社会教育振興費886万7千円の主なものは、生涯学習フェスティバルの開催、社会教育団体の活動支援、学校応援団及び地域学校協働活動の推進に係る経費等であります。

56ページをご覧ください。

項 7 保健体育費 目 1 社会体育総務費6,275万5千円の主なものは、職員人件費、各種スポーツ大会等の開催、各種団体育成補助事業、学校体育施設開放事業、県民体育大会地区大会及び県下一周駅伝、県地区対抗女子駅伝に係る南薩地区体育協会連絡協議会負担金等に係る経費等であります。

57ページをご覧ください。

目 2 社会体育施設費 1億965万3千円の主なものは、いぶすきフットボールパークの天然芝や施設管理に係る消耗品費及び光熱水費等、市内22体育施設の指定管理料及び備品購入費などあります。

目 3 学校給食センター費 2億4,743万9千円の主なものは、職員人件費、学校給食センターの管理運営に係る経費、指宿学校給食センターの調理機器取替に係る経費、学校給食費等補助金及び指宿・山川両学校給食センターの調理配送等の業務委託に係る経費等であります。

以上が、令和4年度指宿市一般会計予算のうち、教育委員会所管分の概要であります。

なお、別冊の「議案第6号 令和4年度指宿市一般会計予算（参考資料）主要事業説明書」に、各課の主な事業と事業概要及び負担金・補助金の一覧をお示ししてありますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

主要事業説明書の中で、令和3年度から大きく変わっているとか、そういった特色がある部分があれば教えてください。

(村元課長)

主要事業説明書の10ページをご覧ください。

社会教育総務費の二十歳を祝う式事業です。前回までは、成人式事業ということで掲載しておりましたが、ご承知のとおり名称変更を行っておりますので、名称が変わっているところでございます。

(中摩参与)

16ページをご覧ください。

歴史文化課の社会教育施設費、指宿市民会館及び山川文化ホールの管理運営事業の項目の中に、新指宿市民会館オープニングイベント実施というのがございます。本日、南日本新聞にも一部掲載されておりましたけれども、新市民会館は現在建設中で、今年の7月を目途にオープン予定となっております。オープンしましたら、オープニングイベントを実施し、新市民会館を、市民の皆さんで利用する施設として動かし始めるという事業が入っております。

(常深課長)

5ページをご覧ください。

子どものサポート体制整備事業の中で、これまで不登校や問題行動、悩み相談など、子供たちの状況を取り巻くものに、なのはな教室を設置していたのですが、山川・開聞地域の子供たちも通いやすいように、山川の農業センターに、ツマベニ教室を開設する予定でございます。そのために、指導員を1名追加いたしました。

(紺屋所長)

21ページをご覧ください。

指宿と山川の学校給食費等補助金を計上してございます。今回、給食費に関しまして、小学生が3,900円から4,000円に、中学生が4,500円から4,600円に値上げする予定でございます。それに併せまして、学校給食費等補助金も現在の1,000円から1,100円と、100円増額する計画でございます。それに伴って、保護者負担金は今までどおり小学生が2,900円、中学生が3,500円です。

(出島事務長)

25ページをご覧ください。

指宿商業高等学校活性化補助金ですが、昨年度は対象者を10名としておりましたが、新年度では15名で、240万円から360万円の増額となっております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第6号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3，議案第6号は、提案のとおり同意することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，議案第7号，指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4，議案第7号，指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正に係る議案に関して，市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，民法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから，保護者の定義を見直すため，これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

それでは，指宿市奨学資金条例の一部改正について，7ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第4条に規定している，「保護者，学校教育法第16条に規定する保護者」を「保護者等，学校教育法第16条に規定する保護者又は奨学生が成年に達しているときは，奨学生の父母又はこれに準ずる者」に改めようとするものであります。

8ページをご覧ください。

第9条第4号中，「保護者」を「保護者等」に改めようとするものであります。

続きまして，大重・岩崎奨学資金条例の一部改正について，10ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

第4条に規定している，「保護者，学校教育法第16条に規定する保護者」を「保護者等，学校教育法第16条に規定する保護者又は奨学生が成年に達しているときは，奨学生の父母又はこれに準ずる者」に改めようとするものであります。

11ページをご覧ください。

第9条第4号中，「保護者」を「保護者等」に改めようとするものであります。

なお，附則において，この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第7号については，提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第7号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第8号、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5、議案第8号、指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の13ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、新指宿市民会館の供用開始に伴い、会館の位置及び使用料等の改正を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、教育部参与がご説明いたします。

(中摩参与)

それでは、改正の概要についてご説明しますので、16ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の会館の位置について、指宿市民会館の位置を「指宿市東方12000番地」から「指宿市東方9300番地1」としようとするものであります。

次に、第5条につきましては、後述の第21条の削除に伴い、次のページの第8号を削除し、第9号中の第22条を第21条とし、第9号及び第10号をそれぞれ1号ずつ繰り上げようとするものであります。

続きまして、第8条の使用の許可についてですが、新指宿市民会館は、なのはな館と一体的な連携活用をすることとしております。なのはな館利用の方も気軽に新指宿市民会館のトイレ利用やホワイエ、創作活動室での休憩などできるようにするために、ホワイエでの展示会や創作活動室でのワークショップ開催など、占有して利用する場合に使用の許可を求めることとしたいことから、第8条中の「使用する者」を「占有して使用する者」に改めようとするものです。

続きまして、17ページの第21条の販売行為等の禁止についてですが、市民会館の敷地内における販売について定めたものであります。新指宿市民会館は、なのはな館の敷地内にあり、敷地内での販売行為につきましては、ふれあいプラザなのはな館条例の規定に基づき判断することと整理したことから、本条例から削除しようとするものです。

次に、第22条及び第23条につきましては、第21条を削除することに伴い、それぞれ1条ずつ繰り上げようとするものです。

18ページをご覧ください。

別表第1は、指宿市民会館の区分名及び使用料についてでございます。別紙資料の地図も併せてご覧ください。

使用料はそれぞれ1時間当たりの使用料となっております。大ホールを4,690円、リハーサル室を350円、小会議室を250円、創作活動室を1室につき270円、楽屋を1室につき180円、ホワイエを320円にしようとするものです。

15ページをご覧ください。

なお、附則において、この条例は公布の日から起算して、6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

旧市民会館は閉館になって、新しい市民会館が供用開始になっていくわけですが、新旧の市民会館のスケジュールで、現在分かっていることで構いませんので教えていただきたいと思います。新市民会館に関しては、何かセレモニーの予定とかあるのでしょうか。

(中摩参与)

新市民会館につきましては、工事期間は5月末までとなっております。現在の予定では、供用開始は7月を予定しておりますが、8月21日にオープニングイベントを行う予定で計画しているところです。

(別府委員)

旧市民会館についてはどうでしょうか。

(中摩参与)

旧市民会館につきましては、4月いっぱい業務を終了します。5月になりましたら、引越しの準備をしまして、備品関係を新市民会館に移し始め、工事が完了していくという形

です。新市民会館に全てを移し終えて、オープンいたしましたら、完全に閉館となりますが、今後につきましては、建物が老朽化しておりますので、設計をして、方向性について検討をする形を考えております。

(福富委員)

ホワイエの使用料金が下がっているようですが、これは何か理由があるのでしょうか。

(中摩参与)

ホワイエにつきましては、現在の市民会館では面積が 267 m²ですが、新市民会館の面積は 84 m²程度となっております。現在の市民会館とは違って、新市民会館にはエントランスホールとホワイエがございます。これを 2 つ合わせれば面積的には変わらないのですが、奥のほうのホワイエのみとなると 84 m²程度となることから、面積換算をしまして、安くなっている形でございます。

(福富委員)

例えば、ホールを利用するときに受付をしますが、それはエントランスホールである形になるということでしょうか。ホワイエも利用するのかなと思ったのですが。

(中摩参与)

恐らく、エントランスホールで受付をされて、客席に行くことになると思います。地図をご覧くださいますと、エントランスホールの下に階段がございますが、その裏側から客席に入っていける格好になっております。ホワイエのほうだと、なかなか気付きにくいと思いますので、そのようになるのではないかと考えております。実際のその辺の運営については、出来上がってから、利用される団体の使いやすい形だと思っておりますが、協議をして対応してまいりたいと思っております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第 5、議案第 8 号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第 5、議案第 8 号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6，議案第9号，指宿市指定文化財の指定についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6，議案第9号，指宿市指定文化財の指定について，提案のご説明を申し上げます。

資料の20ページをご覧ください。

指宿市文化財保護条例第4条の規定に基づき，別紙文化財を指宿市指定文化財に指定したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第14号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては，教育部参与がご説明いたします。

(中摩参与)

それでは，指宿市指定文化財の指定についてご説明いたしますので，資料の21ページをご覧ください。

今回指定しようとする物件についてですが，種別は有形文化財，名称は「色絵薩摩角形瓶」，所在の場所は「指宿市岩本2848番地」であります。

指宿市文化財保護条例第4条第4項には，「教育委員会は，文化財を指定又は認定しようとするときは，あらかじめ指宿市文化財保護審議会へ諮問しなければならない」とあることから，去る1月21日に指宿市文化財保護審議会に諮問を行いましたところ，2月1日に指宿市文化財保護審議会会長 田代秀敏氏より，22ページにお示しの答申書が市教育委員会へ提出されました。

21ページの「2 評価」をご覧ください。

今回，指宿市文化財保護審議会の答申に基づき，この文化財の評価を次のようにしたところでございます。

(1) 色絵薩摩角形瓶は，鹿児島藩窯「堅野窯」産の製品と考えられ，「火薬入れ」として伝世されてきた。外面には武勇の象徴である百足文を配している。色絵薩摩の中では類例品はなく，保存状態も極めて良い優品である。

(2) 本資料は，底部外面の墨書から，今和泉島津家4代当主忠喬が，隠居後の文久元年(1861年)に家臣へ下賜したことが分かり，現在もその末裔に伝わっている。このように，本資料は，江戸時代における色絵薩摩の生産及び流通の一端を示している。

また，今後の薩摩焼研究及び今和泉島津家の歴史研究に貢献する資料として重要である。

以上の点から，市指定有形文化財として今後保存していくべき資料と考えられる。

色絵薩摩角形瓶の写真は，23ページに掲載しております。

また，24ページが所有者の秋山壽彦氏の同意書となっております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

色絵薩摩角形瓶の大きさ、高さなどを教えてください。

(中摩参与)

白い薩摩焼の部分から、黒っぽい口部分を含めた全体の高さが11.8cmで、肩の部分が6.5cm×6.5cmとなっております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第9号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6、議案第9号は、提案のとおり可決することといたします。

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(紺屋課長)

指宿市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定に係る意見について、お手元の資料をご覧ください。

1月20日付けで、市長から「指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、教育委員会の意見を求める文書が提出されましたので、1月25日の第1回教育委員会定例会において、条例案について審議し、採決の結果、同意していただきましたので、市長へ1月28日付けで異議なしで回答いたしました。

次に、議会から条例制定議案に対して、2月28日付けで教育委員会の意見を求める文書が提出される予定でございます。そのため、「指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項」の規定に基づき、教育長の臨時代理により、市長へ回答した内容と同じ内容で、議会へ回答してよろしいか、本日、承認をいただきたいと思いますと考えております。

承認をいただきましたら、教育委員会としては議会に対して、教育長の臨時代理により回答し、3月29日の第3回教育委員会定例会で報告させていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいま説明がございましたが、議会から教育委員会に対して、条例制定議案に対する意見を文書で求められた際は、市長へ回答したとおり、異議なしで回答してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、議会へは異議なしということで回答いたします。
その他で、他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣言

(吉元教育長)

以上で、令和4年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。